

公立病院改革プランの概要

団 体 名		山口県					
プ ラ ン の 名 称		県立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 27日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度 ただし、「経営の効率化」については、平成21年度～平成23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	山口県立こころの医療センター					
	所 在 地	宇部市大字東岐波4004番地の2					
	病 床 数	精神180床					
	診 療 科 目	精神科、神経科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		県内医療機関との連携を一層進めるとともに、県立病院として積極的な対応が求められる政策医療を中心に、質の高い医療を効率的に県民に提供する。 また、医療従事者の研修受入れ等による人材の育成、臨床研究の推進、県等が行う各種医療政策への参画などを通じて本県医療の質の向上を図る。 [こころの医療センターが担う政策医療] 精神科救急医療					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		病院負担とすることが適当でない経費及び病院負担が困難な経費(「不採算医療に要する経費等」)については、国の定める基準等に従って、県の一般会計が負担する。					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	94.8%	92.0%	-	-	95%以上	
	職員給与費比率	76.7%	76.0%	-	-	75%以内	
	一般病床利用率	93.3%	95.6%	-	-	95%以上	
	平均在院日数	155.4日	143.0日	-	-	120日以内	
上記目標数値設定の考え方		経常収支比率 95%以上:新病院の整備に伴う減価償却費の増加等を考慮 職員給与費比率 75%以内:目標病床利用率を達成した場合の収入増を考慮 病床利用率 95%以上:過去の実績を踏まえた従前からの経営目標値 平均在院日数 120日以内:患者の早期退院・社会復帰に向けた外来医療・精神科リハビリテーションの充実を考慮 (経常黒字化の目標年度:24年度以降)					

				団体名 (病院名)	山口県 (山口県立こころの医療センター)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	措置・応急入院患者受入れ比率	39.0%	60.0%	-	-	65%以上	
	入院期間5年以上在院者率	25.2%	23.0%	-	-	20%以下	
	専門外来延べ新規患者数	58人	120人	-	-	200人以上	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	('経営形態見直しに係る計画'として記載)				
		事業規模・形態の見直し					
		経費削減・抑制対策	(ア)薬品及び診療材料費の効率的な使用のため、薬事委員会や病院運営会議で審査を的確に行うとともに、在庫管理の徹底に努める。 (イ)各部門別に経費節減の課題や目標を設定して職員の意識を高めるなど、経費節減対策に病院全体で取り組む。				
		収入増加・確保対策	(ア)病床の有効活用を図ることにより病床利用率95%以上を確保するとともに、濃密な医療を提供することで入院患者の早期退院を図り、平均在院日数120日を目指す。 (イ)入院患者に対する服薬・薬学的管理指導、栄養指導を拡充する。 (ウ)他の医療機関との連携を密にし、紹介患者確保に努める。 (エ)デイ・ケアの参加者確保と実施日の拡大に努める。 (オ)医事業務委託会社と連携し、請求漏れの防止と査定減の防止対策を強化するとともに、より評価の高い診療報酬の適用について検討する。また、高額療養費現物給付制度の活用指導、医療相談の活用や督促の取組を強化し、未収金の発生防止と回収に取り組む。				
		その他	医療機能の充実 医療の安全性の確保と患者サービスの充実 医療情報化の推進 本県の医療提供体制の充実に向けた支援 経営基盤強化のための取組(経営管理の強化と職員の意識改革)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	92.0%	18年度	89.2%	19年度	93.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	山口県 (山口県立こころの医療センター)
--------------	-------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が立地する二次保健医療圏である宇部・小野田保健医療圏には、当病院を含め4つの自治体立病院が立地しているが、精神科・神経科を標榜するのは当病院のみ。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	山口県保健医療計画では、「公立病院の再編・ネットワーク化」を、医療機関の機能の分化・連携を進める取組のひとつとして位置付けており、各地域において、行政や医療機関が相互に協力・連携することを目的とした協議会を設置するなどにより、地域の医療関係者による自主的な医療連携体制の構築を支援することとしている。 県立病院改革プランには、再編・ネットワーク化への対応として下記の事項を記載。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年3月	<内容> がん、救急、周産期、へき地の各医療分野において、地域あるいは全県レベルの中核的な役割を担っており、今後とも、県立病院の果たすべき役割、本県の医療提供体制における両病院の位置付け等を踏まえ、両病院がその役割を果たしていけるよう、県内医療機関との役割分担や連携を進めつつ、両病院について、その医療内容に応じた機能の充実を図る。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	病院内に設置している経営改善委員会において進捗管理を行うとともに、毎年度の決算審査に合わせて、点検評価を行う(県議会決算特別委員会で報告)。		
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年9月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	山口県 (県立こころの医療センター)
--------------	-----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1096	1275	1409	1352	1362	1368
	(1) 料 金 収 入	1051	1216	1364	1301	1311	1317
	(2) そ の 他	45	59	45	51	51	51
	うち他会計負担金	43	43	41	43	43	43
	2. 医 業 外 収 益	256	278	267	294	292	291
	(1) 他会計負担金・補助金	207	233	226	248	247	246
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	49	45	41	46	45	45
	経 常 収 益 (A)	1352	1553	1676	1646	1654	1659
	入	1. 医 業 費 用 b	1368	1553	1731	1685	1656
(1) 職 員 給 与 費 c		904	977	1065	1065	1023	1021
(2) 材 料 費		189	212	244	144	148	148
(3) 経 費		150	101	164	159	164	160
(4) 減 価 償 却 費		10	139	139	199	204	203
(5) そ の 他		115	124	119	118	117	116
2. 医 業 外 費 用		25	86	91	102	101	100
(1) 支 払 利 息		6	55	57	69	68	67
(2) そ の 他		19	31	34	33	33	33
経 常 費 用 (B)		1393	1639	1822	1787	1757	1748
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		-41	-86	-146	-141	-103	-89
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)			13			
	2. 特 別 損 失 (E)		127	52			
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)		-127	-39			
純 損 益 (C) + (F)		-41	-213	-185	-141	-103	-89
累 積 欠 損 金 (G)		312	-99	86	227	329	417
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	776	829	810	878	960	1044
	流 動 負 債 (イ)	78	133	133	133	133	133
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引 不 良 債 務 (オ)	-698	-696	-677	-745	-827	-911	
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		-36	2	19	-68	-82	-84
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97.1	94.8	92.0	92.1	94.1	95.0
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-63.7	-54.6	-48.0	-55.1	-60.7	-66.6
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		80.1	82.1	81.4	80.2	82.2	83.0
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		82.5	76.6	75.6	78.8	75.1	74.6
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		89.2	93.3	95.0	95.0	95.0	95.0

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	山口県 (県立こころの医療センター)
--------------	-----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	2663	426	848		16	
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 負 担 金	11	8	34	16	45	56
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金						
	7. そ の 他						
	収 入 計 (a)	2674	434	882	16	61	56
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	2674	434	882	16	61	56	
支 出	1. 建 設 改 良 費	2673	380	859		16	
	2. 企 業 債 償 還 金	9	58	24	28	87	109
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他						
	支 出 計 (B)	2682	438	883	28	103	109
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	8	4	1	12	42	53	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	8	4	1	12	42	53
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
計 (D)	8	4	1	12	42	53	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(2) 250	(2) 276	(2) 267	(3) 291	(2) 290	(2) 289
資 本 的 収 支	() 11	() 8	() 34	() 16	() 45	() 56
合 計	(2) 261	(2) 284	(2) 301	(3) 307	(2) 335	(2) 345

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。